

平成 30 年第 8 回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成 30 年 8 月 21 日午前 10 時から、市役所 6 階 601、602 会議室において、平成 30 年第 8 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
今泉 浩史
澁谷 香織
小島 文弘

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	大塚 広満
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 鈴木 奏子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 21 号議案
「平成 30 年度教育補正予算(第 2 号)の提出について」
- (5) 日程第 5 第 22 号議案
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定依頼について」
- (6) 日程第 6 第 23 号議案
「平成 31 年度使用稲城市立中学校教科用図書採択について」

- (7) 日程第7 第24号議案
「平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」
- (8) 日程第8 第25号議案
「平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」
- (9) 日程第9 報告事項

委員 長 ただいまから、平成30年度第8回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
まず、傍聴の方々にお願いがございます。1、会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。2、会議開催中はみだりに席を離れないでください。3、決められた出入り口から入退場してください。4、傍聴人は委員席に入ることができません。5、携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。これらの事項を守ってください。以上です。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして委員長指名といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、本日は議事進行の都合により、日程第6 第23号議案、日程第7 第24号議案、日程第8 第25号議案を先に行い、その後、日程第3 教育行政報告、日程第4 第21号議案、日程第5 第22号議案、日程第9 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第6 第23号議案「平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択を行う必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員 長 指導課長。

指導課長 日程第6 第23号議案、平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択につきまして、ご説明申し上げます。

平成31年度に稲城市立中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行うこととされております。

このため、平成31年度に稲城市立中学校において使用する教科書を採択するものでございます。

このことにつきましては、本年5月16日の第5回教育委員会定例会におきまして、平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領のとおり採択作業を進めることとして決定をいただきました。

5月29日に教科用図書審議会に諮問をいただき、教科用図書審議会は調査研究委員会による研究報告に基づき教科用図書について審議を行い、その結果について7月19日に答申を行っております。

この答申を受け、教育委員会におきまして、平成31年度に使用する教科用図書について検討・協議し、「特別の教科 道徳」の教科用図書を1種採択することとなっております。

以上、議案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。以上で提案理由の詳細説明が終わりました。教育長より、採択にあたり留意点等がありましたらお願いします。

教育長 稲城市では平成27年の総合教育会議において、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を策定いたしました。

その教科用図書の採択方針のとおり、稲城市の実情や記事の公正さに配慮するとともに、期待する学習効果が得られるよう留意する必要があります。

また、審議会や調査研究委員会における学校現場の意見、保護者、地域からの意見を踏まえ、教育委員会の責任と権限において適切に採択する必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これよりご意見をいただき、採択本を決定してまいります。

初めに、採択方法につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

委員長 ご意見がございませんので、従前と同じく無記名投票でいたしたいと考えますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、採択方法は無記名投票といたします。
投票の結果、最も票数の多い発行者1社を採択することといたします。
なお、同数票の場合は、委員長により決定することといたします。
各委員には、採択に適すると判断する発行者1社に投票していただきます。
これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。
それでは、種目「特別の教科 道徳」の採択を進めてまいります。
ご意見のある委員は、挙手をお願いします。
教育長、お願いいたします。

教育長 昨年度の小学校道徳の教科書採択のときにも話したと思いますが、そもそも道徳が教科化される大きな要因として、「いじめ問題」が社会的に取り上げられ、その対応として、道徳教育の充実が求められたことがあります。
今回の中学校の採択候補本を拝見させていただきましたが、どの発行者もすべての学年に渡って「いじめ問題」を取り扱っていました。
また、中学生の発達段階としてSNSの利用や情報モラルに関することも大切だと思いますが、これについてもすべての発行者が取り扱っていました。
東京書籍や日本文教出版のように、「いじめ問題」に関する複数の教材を組み合わせてユニット化して強調している発行者もありますが、「いじめ問題」に対応しようという意図を明確に示している点では、どの発行者においても評価できると思います。

委員長 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

城所委員 昨年、小学校道徳の教科書採択のときに、別冊のノートについて話題になったと記憶していますが、今回の中学校の教科書では、日本文教出版と廣済堂あかつきが別冊ノートを付けています。
若干書く量が多いような気もしますが、生徒が自分の記録を振り返ったり、先生方が学習評価を行ったりする上で有効ではないかと思います。

澁谷委員 別冊ノートについての意見です。
審議会の報告の中で、ノートなどへの書く量のことが話題になっていましたが、私は書くことが授業の中心にならないようにしていただきたいと考えます。

「考える道徳」「議論する道徳」と言われていますから、書くことに時間をとられるのではなく、考えたり、議論したりすることが授業の中心となるよう先生方には指導していただきたいと思います。

教科書も、生徒が考え、議論しやすいよう工夫されている教科書を採択できればと考えます。

委員長 他にいかがでしょうか。

今泉委員 質問してもよろしいですか。

先ほど評価という話が出ましたが、市民の方のアンケートの中に生徒の自己評価に関するご意見がありました。

自己評価はあくまでも生徒の振り返りに使うものであり、また、教員による評価は数値ではなく記述式で行うということだったと思いますが、道徳の評価について改めて確認させてください。

委員長 指導課長お願いします。

指導課長 道徳科の学習評価につきましては、数値による評価は行わず記述式で行うこと。また、他の児童・生徒との比較ではなく、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、認め、励ます個人内評価であること。個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価であることなどが文部科学省より示されてございます。

今泉委員 教員研修など、道徳の評価に関する先生方の理解は進んでいるのでしょうか。

指導課長 「特別の教科 道徳」に関する教員研修につきましては、平成 28・29 年度に小学校と中学校 1 校ずつ、東京都の道徳教育推進拠点校の指定を受け、平成 29 年度に研究発表会を行い、その中で学習評価についても市内全校に研究成果を広めております。

また、各小・中学校におきましても、校内研修等により「特別の教科 道徳」の指導・評価に関する研修を深めておりますので、教員の理解は進んでいるものと認識しております。

今泉委員 わかりました。

先生方の研修も進んでいるということですから、改めて、教科書採択の観点としては、稲城市の生徒の実情にあったもの、生徒が自分自身の考えを深められるものを採択していくことが大切だと思いました。

これは意見です。

委員長 他にいかがでしょうか。

城所委員 稲城市の生徒の実情に適した教科書という観点からですが、稲城市の教育の特色としてE S Dがあります。

発行者の中には、持続可能な社会づくりに関する内容を意識的に取り上げている教科書もあります。

例えば、学校図書は、「社会の持続的な発展」というテーマで「未来につなぐ」というマークを目次に示しています。学年によって5つから10のマークがついていました。

また、日本文教出版は「環境保全と持続可能な社会」というタイトルでコラムを載せています。

廣済堂あかつきも「持続可能な社会を考える」や「持続可能な社会の実現を目指して」というタイトルで複数の学年にコラムを載せています。

E S Dの視点を明確にしていることは、稲城市の生徒の実情にあっているのではないかと思います。

委員長 他にいかがでしょうか。

今泉委員 稲城市ということでは、地域教材として近隣市の教材を扱っているものもありました。

例えば、学校図書は、3年生で八王子市の多摩織りを扱った教材を載せています。

また、学研教育みらいは、コラムとしての扱いではありますが、2年生で川崎市の読売ジャイアンツ寮を載せています。

稲城市のことではありませんが近隣市のことを取り上げている教材ですから、身近に感じる生徒もいるのではないかと思います。

興味をもって授業にのぞむのではないのでしょうか。

委員長 他にはいかがでしょうか。

澁谷委員 別の観点でもよろしいでしょうか。

「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」の中に、「問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること」との記載があります。

特に体験的な学習については、資料を読んで考えるだけでなく、疑似体験を通して考えを深めたり、逆に実際に行うことの難しさを感じたりするなどが期待されることから、効果的に取り入れることが大切だと考えます。

教科書の中にも独自のコーナーを設けている発行者がありまして、例えば、

東京書籍は「ACTION!」、学校図書は「学びに向かうために」、教育出版は「やってみよう」、日本文教出版は「学習の進め方」、学研教育みらいは「深めよう」といったように、それぞれの発行者が体験的な学習を取り入れようとする工夫が見られます。

生徒が考えを深める機会として、先生方にはぜひ授業で活用していただきたいと思います。

教育長 関連してよろしいでしょうか。

新しい学習指導要領には、「考える道徳」「議論する道徳」への転換を図ることが示されており、いまお話にあった体験的な学習や問題解決的な学習という視点が大切だと思います。

各発行者の教科書を見てみると、読み物資料のあとの発問例なども、登場人物の心情に関する発問だけでなく、「意見交換」とか「考え、話し合ってみよう」などのタイトルをつけて、話し合いのテーマを示している教科書もあります。

問題解決的な学習や話し合い活動を通して、生徒が友達の考えに触れることで、多面的・多角的に考えたり、自分の考えを深めたりできるような授業を先生方には行ってもらいたいと思いますし、また、そのような授業ができるような教科書を採択できればと考えます。

委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 たくさんのご意見が出ましたけれども、ご意見がないようですので、種目「特別の教科 道徳」について、採択候補本の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

※投票用紙配付

委員長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。

それでは、事務局で投票用紙を回収します。

※投票用紙回収

委員長　それでは、投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。

集計に際しましては、教育長の立ち会いをお願いいたします。

投票用紙集計のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員長　再開いたします。

それでは、種目「特別の教科 道徳」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。

教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長　それでは、集計結果をご報告申し上げます。

「特別の教科 道徳」でございます。

発行者 東京書籍 1 票。

発行者 学校図書 3 票。

発行者 光村図書出版 1 票。

以上でございます。

委員長　ありがとうございました。

ただいまの集計結果より、種目「特別の教科 道徳」は、発行者 学校図書、書名「輝け未来中学校道徳」を採択本といたします。

以上で採択が終わりました。

最後に全体を通してのご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。

教育長、お願いいたします。

教育長　教科書採択に当たりまして、審議会や調査研究委員会を始め、多くの関係者にご協力をいただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

前回の小学校道徳教科書の採択時と同様に、教科書の見本本の展示会場を 3 箇所にして行いましたが、中学校で初めての道徳の教科書採択ということで、今回も多くの方々からご意見をいただきました。

改めて教科書採択に対する関心や期待の高さを実感いたしました。

道徳教育の目標は、判断力、道徳的心情、道徳的行為を行う意欲や態度を育てることなどを通じて、よりよく生きていくための資質・能力を培うことでございます。

新しい学習指導要領に示されている、考える道徳教育、議論する道徳教育に相応しい教科書が採択されたものと確信しております。

皆さん、ありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。
ほかに、ご意見はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 ありがとうございます。
他に意見はございませんでしょうか。

それでは、以上により、日程第6 第23号議案「平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択について」は可決いたしました。

終わりに、教育委員会を代表し、改めまして、今回の教科書採択に向けご尽力いただきました、教科用図書審議会、調査研究委員会の皆様方、また、さまざまなご意見をいただきました学識経験者、保護者、市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

関係の皆様、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます、御礼といたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※退室希望の傍聴者の退席を許可する。

委員長 再開いたします。日程第7 第24号議案「平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則の規定により、平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択を行う必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長 それでは、平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択につきまして、ご説明申し上げます。

平成31年度使用小学校教科用図書につきましては、平成29年度の文部科学省検定において新たな図書の申請がなかったことから、文部科学省からの通知により、前回の平成25年度検定合格図書等の中から採択を行うことになること、また、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられることと示されております。

本年5月29日に小学校教科用図書審議会に諮問をいただき、稲城市立小学校教科用図書採択要領に基づき、教科用図書審議会において調査研究及び協議

を行いました。

各校からの意見と審議会における調査・研究の結果、全ての種目につきまして、平成 26 年度に採択し平成 27 年度から 30 年度まで使用している教科用図書を、引き続き平成 31 年度も使用することが望ましい旨の答申をいただいたものでございます。

本答申を踏まえ、平成 31 年度使用小学校教科用図書の採択につきまして、御審議よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。以上で提案理由の詳細説明が終わりました。教育長より、採択にあたり留意点等がありましたらお願いします。

教育長 平成 31 年度使用小学校教科用図書の採択については、平成 29 年度の文部科学省検定において新たな申請がなかったこと、平成 32 年度より小学校において新しい学習指導要領による指導が全面実施になることから、現在使用している教科書を引き続き平成 31 年度の 1 年間使用するかどうかという視点での採択になります。

これまでの調査研究結果や学校における使用実績を踏まえ、教育委員会の責任と権限において適切に採択する必要があると考えておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ありがとうございます。
これよりご意見をいただき、採択本を決定してまいります。
初めに、採択方法につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

澁谷委員 よろしいでしょうか。
いま教育長からありましたが、今回の小学校教科書の採択は、現在使用している教科書を引き続き 1 年間使用するかどうか議論の中心となります。

また、審議会からの答申によりますと、全ての教科について、現在使用している教科書を引き続き平成 31 年度も使用することが望ましいという意見がありました。

そのため、今回は教科ごとに協議を行うのではなく、全ての教科について一括して協議を行ってはいかがでしょうか。

また、採択に関しましても、はじめから種目ごとに一つずつ採択するのではなく、まずは、全ての教科をまとめて前回採択した教科書を引き続き使用するかどうかについて採択を行うのはどうでしょうか。

その結果によって、種目ごとに採択するかどうか判断してもよいのではないかと考えます。

委員長 協議方法と採択方法についてご意見がありました。他に採択方法についてご意見はございますか。

ご意見がないようなので、まずは協議方法についてお諮りいたします。

小学校教科用図書採択の協議方法について、全ての教科について一括して協議を行うことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認め、全ての教科について一括して協議を行うことといたします。

次に、採択方法についてお諮りいたします。

はじめに、全ての教科について、前回の平成26年度採択教科書を平成31年度使用教科書として採択するかどうか挙手による決議を行い、挙手少数の場合は従前と同じく種目ごとに無記名投票でいたしたいと考えますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、はじめに、全ての教科について、前回の平成26年度採択教科書を平成31年度使用教科書として採択するかどうか挙手による決議を行い、挙手少数の場合は種目ごとに無記名投票を行うことにいたします。

次に、無記名投票を行う場合ですが、投票の結果、最も票数の多い発行者1社を採択することといたします。

なお、同数票の場合は、委員長により決定することといたします。

各委員には、採択に適すると判断する発行者1社に投票していただきます。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、小学校教科用図書の協議・採択を進めてまいります。

ご意見やご質問のある委員は、挙手をお願いします。

- 城所委員 質問です。先ほどの説明の中で、4年間の使用実績を踏まえて調査・研究を行うという話がありました。
- 使用実績については実際に教科書を使って授業を行っている先生方の意見を伺うことが大切だと考えますが、今回の調査・研究では先生方の意見をどのように反映させたのでしょうか。
- 指導課長 教員からの意見聴取につきましては、全ての小学校に自由記述の調査用紙を配布し、全ての教科の教科用図書につきまして、平成27年度から現在までの使用実績を踏まえた教員の意見を聴取いたしました。
- 全ての小学校からあげられた教員の意見を審議会で確認した上で、審議会における調査・研究や協議を行うことにより、教員の意見を反映した答申になってございます。
- 城所委員 実際に先生方からはどのような意見が出されたのでしょうか。
- 全ての教科でなくても構わないので、何か代表的なものや全般的な印象について教えてください。
- 指導課長 教員から聴取した意見の内容につきましては、現在使用している教科用図書に関する意見といたしまして、例えば、国語につきましては「児童の発達段階に即した文学作品が多く掲載されている」などの意見、また理科につきましては「問題解決型の学習に活用しやすい構成になっている」などの意見、音楽につきましては「歌唱、器楽、創作、鑑賞のバランスが良い」などの意見、保健につきましては「写真や図解などが児童にとって分かりやすい」などの意見がございました。
- それ以外の教科も含めまして、現在使用している教科用図書に関して、全般的に、児童が学習を進める上で活用しやすい内容であるなどの肯定的な意見が多く見られました。
- 澁谷委員 今回、審議会の答申として、全ての教科について現在使用しているものを引き続き使用することが望ましいという答申をいただきました。
- 審議会の中ではどのように協議がなされたのでしょうか。
- 指導課長 審議会における協議内容でございますが、平成30年度現在使用している教科用図書につきましては、平成26年度採択の際に、教科ごとに全ての教科について教員による調査研究委員会を設置して丁寧な調査・研究を行い、その結果を踏まえて採択が行われたという経緯がございます。
- そのような経緯を踏まえた上で、現在使用している教科用図書の特色や活用状況等につきまして、各学校からの意見等これまでの使用実績を踏まえながら、

全ての教科について一教科ずつ協議を行っております。

一つ一つの教科の審議においてご意見をいただいておりますが、審議の最終的なまとめのご意見といたしましては、前回十分な調査・研究を行い採択した教科書であるという経緯を踏まえ、「子供にとって学習しやすく教員も使い慣れている中で、あえて現行のものを変更する理由はないのではないか」とのご意見や、「これまで市内全校で使用してきた実績があることから、よほどの齟齬や、使用できないような重大な理由がない限り、替える必要はないのではないか」などのご意見がございました。

澁谷委員 平成 26 年度の採択の際に、十分な調査・研究を行った上で採択しているのだから、教科書の内容が変わらないのであれば、あえて別の教科書に替える必要はないということですね。

今泉委員 審議会に保護者の委員がいると思いますが、保護者委員の方からはどのような意見があがりましたか。

指導課長 保護者委員の方からのご意見といたしましては、例えば、国語の教科用図書に関して「学習発表会において、国語の教科書に掲載されている題材を使った子供たちの発表内容が良かったことから、現在使用している教科書の題材は良いと思う」というご意見や、生活科の教科用図書について「子供の教科書を見た際、写真やイラストなど分かりやすい印象であった」などのご意見がございました。

また、「教員の意見を尊重するかたちで良いのではないか」というご意見もございました。

教育長 今回の教科書採択は、学習指導要領の改訂に伴い、平成 31 年度の 1 年間使用する教科書を採択することになります。

子供は教科書を使って学習を行い、教員は教科書の内容を踏まえて指導の計画を立てるわけですが、1 年間だけ別の教科書を使用した場合、子供や教員に与える影響に関して、審議会や学校から何か意見が出ているようならば説明してください。

指導課長 1 年間だけ別の教科書を使用した場合の影響についてでございますが、まず、児童にとりましては、教科書会社によって内容の構成や記述の表現などが異なることから、1 年ごとに教科書が替わることは学習を進める上で負担になるのではないかとのご意見がございました。次に、教員への影響につきましては、教員は学習効果を高めるために、教科書の内容を踏まえてワークシートなどの教材を作成し、授業に活用しております。

これらの教材については、児童の実態や学習状況に応じて、毎回見直しを図りより良いものに改訂しながら活用しておりますが、学習指導要領の改訂や4年ごとの教科書の採択替えの際には教科書の内容が大きく変わることから、指導計画や教材を全面的に作り直す場合がございます。

1年ごとに教科書が替わった場合には、1年ごとに指導計画や教材を大きく見直さなければならないことから、教員にとって負担が大きいのではないかとのご意見が審議会で出されました。

委員長 他に何かありますか。ご意見として、何かあればお願いいたします。

教育長 意見ですが、現在使用している教科書については、平成26年度採択の際に、審議会や調査研究委員会で丁寧な調査・研究を行い、その結果を踏まえて稲城の子供たちの実態に適した教科書を採択したという経緯があります。

また、1年間ごとに異なる教科書を使用することは、子供にとっても教員にとっても負担が大きいことから、全ての教科について現在使用しているものを平成31年度も使用することがよいと考えます。

今泉委員 私も同じ意見です。

現在使用している教科書は、これまでの使用実績を踏まえても、子供たちが学習を進める上で活用しやすいものであると、審議会や学校からの意見で出されていることから、現在使用しているものを替える必要はないと思います。

委員長 他に質疑・意見はございませんでしょうか。

他に質疑・意見がないようですので、以上で質疑・意見を終結いたします。

それでは、日程第7 第24号議案「平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」を採決いたします。

全ての教科について、平成26年度採択教科書を平成31年度使用教科書として採択するかどうかについて採決いたします。

平成26年度採択教科書を平成31年度使用教科書とすることに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。

したがいまして、平成31年度使用小学校教科用図書につきましては、全ての教科について、平成26年度採択教科書を平成31年度使用教科書として採択することに可決いたしました。

最後に、全体を通してのご意見がございましたら、お願いいたします。

教育長、お願いします。

教育長 採択ありがとうございました。

全ての教科について、平成 26 年度採択教科書を平成 31 年度使用教科書とすることになりましたので、最後に、採択しました教科書について、種目ごとに事務局から報告願いたいと思います。

委員長 それでは、事務局から報告願います。

準備のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩 事務局準備)

委員長 再開いたします。

それでは、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、採択いたしました小学校教科用図書につきまして、種目ごとに報告させていただきます。

種目「国語」、発行者「光村図書出版」、書名「国語」でございます。

種目「書写」、発行者「光村図書出版」、書名「書写」でございます。

種目「社会」、発行者「東京書籍」、書名「新しい社会」でございます。

種目「地図」、発行者「帝国書院」、書名「楽しく学ぶ小学生の地図帳」でございます。

種目「算数」、発行者「学校図書」、書名「みんなと学ぶ小学校算数」でございます。

種目「理科」、発行者「学校図書」、書名「みんなと学ぶ小学校理科」でございます。

種目「生活」、発行者「東京書籍」、書名「新しい生活」でございます。

種目「音楽」、発行者「教育芸術社」、書名「小学生の音楽」でございます。

種目「図画工作」、発行者「開隆堂出版」、書名「図画工作」でございます。

種目「家庭」、発行者「開隆堂出版」、書名「わたしたちの家庭科」でございます。

種目「保健」、発行者「学研教育みらい」、書名「新・みんなの保健」でございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

他にはよろしいでしょうか。

以上により、日程第 7 第 24 号議案「平成 31 年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」は、可決いたしました。

次に、日程第8 第25号議案「平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則の規定により、平成31年度使用稲城市小・中学校特別支援学級教科用図書の採択を行う必要があるため本案を提出するものです。
詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長 それでは、平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、ご説明申し上げます。

本年5月30日に特別支援学級教科用図書審議会に諮問をいただき、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、教科用図書審議会、調査研究委員会、それぞれで協議及び研究を行いました。

各校の調査研究委員会における調査・研究の結果、小・中学校の通常の学級において採択している教科用図書と同一のものが、本市の特別支援学級の教科用図書にふさわしいという旨の答申をいただいたものでございます。

本答申を踏まえ、平成31年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、御審議よろしくをお願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑及びご意見をお願いいたします。

今泉委員 質問ですが、稲城市ではこれまで、特別支援学級の教科書として通常学級で使用する教科書と同じ教科書を採択してきましたが、特別支援学級においてどのように教科書を活用しているのか確認させてください。

指導課長 特別支援学級におきましては、児童・生徒一人一人の障害の程度や状態に応じた、個別指導計画を策定しております。この個別指導計画に基づいて一人一人の特性に応じた指導や、教科用図書の活用を行っております。

具体的な教科用図書の活用方法といたしましては、通常の学級での使用と同様の活用方法や、必要に応じてほかの教材と合わせて使用する方法、また、個別の教材で学習を進め、単元のまとめなどの際に学習内容の確認や振り返りを行うために使用する方法などがございます。

今泉委員 特別支援学級と通常学級との交流学习の際に教科書を活用するということが、これまでも理由としてあげられてきましたが、実際に交流学习では、教科書を使って通常学級と同じ内容を学習しているのでしょうか。
交流学习での教科書の使い方について伺います。

指導課長 特別支援学級と通常の学級との交流学习における教科用図書の活用方法につきましては、児童・生徒一人一人の障害の程度や状態に応じて活用の仕方が異なることから一律ではございませんが、活用方法の例としましては、特別支援学級の児童・生徒の中には、ある特定の教科に限り、同学年の通常の学級の児童・生徒と一緒に同じ内容を学習している児童・生徒がいるという報告を学校から受けております。
また、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒とがいっしょに校外学習を行う場合、その事前学習の際に、同学年の教科用図書を活用して学習をすることもございます。

澁谷委員 改めての確認ですが、今回の審議会や調査研究委員会の調査・研究においても、特別支援学級担当の先生方の意見がきちんと反映されているということを確認させてください。

指導課長 調査・研究に特別支援学級担当教員の意見が反映されているのかという点につきましては、市内のすべての特別支援学級設置校に、学校管理職と特別支援学級担任を委員とした調査研究委員会を設置いたしまして調査・研究を進めてまいりました。
また、審議会におきましても、特別支援学級設置校の校長を委員とし、すべての調査研究委員会の調査・研究結果に基づき審議を行っておりますことから、特別支援学級担当教員の意見は十分に反映されているものと認識しております。

澁谷委員 今年度から稲城第一小学校に新たに特別支援学級が設置されましたが、稲城第一小学校でも同様の調査・研究が行われたのでしょうか。

指導課長 稲城第一小学校にも、他の特別支援学級設置校と同様に調査研究委員会を設置し、調査・研究を行っております。
稲城第一小学校の特別支援学級には、特別支援学級における指導経験がある教員が配置されておりますことから、経験に基づいた十分な調査・研究が行われているものと認識しております。

- 澁谷委員 特別支援学級担当の先生方の声として、具体的にどのような意見があがっているのでしょうか。
- 指導課長 各学校における調査・研究で出された意見といたしましては、「児童・生徒の学ぶ機会や学習内容を最大限に保障できる」との意見や、「教育課程を通して系統的に学習することができる」との意見、また「通常の学級との交流学习を行う上で当該学年の教科書が必要である」との意見があげられております。
- 城所委員 特別支援学級において学習を進める上で、保護者の理解や協力がとても重要だと考えます。
今回、教科書に関する保護者の意見や要望としてどのようなものが挙っているのか、わかる範囲でお願いします。
- 指導課長 教科用図書に関する保護者の方のご意見につきましては、各学校からの調査・研究結果の報告によりますと、「同年齢の通常の学級の学習内容を学ばせたいという思いから、通常の学級で使用している教科書を希望する」というご意見や、「交流学习を進める上で、通常の学級で使用している教科書を準備してほしい」とのご意見、また「お子さんの障害の程度によって、学習の機会を保障して学習内容の質を高めたい」との意見があると聞いております。
- 委員長 他に何かありますか。
- 教育長 特別支援学級に子どもを通わせている保護者には、可能な限り、通常の学級で学ぶ内容に即した学習を行ってほしいという願いがあります。
子供たち一人一人の能力を最大限に伸ばしていくという観点からも、特別支援学級で使用する教科書は、通常の学級の教科書と同じものが適切だと考えます。
- 澁谷委員 私も通常学級の教科書と同じものが良いと考えます。
実際に特別支援学級で指導を行っている先生方が通常の学級と同じ教科書を活用する必要性があるという点や、通常学級との交流学习を充実させるという点からも、通常学級と同じ教科書が良いと考えます。
- 委員長 他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、以上で質疑及び意見を終結いたします。
それでは、第日程 8 第 25 号議案「平成 31 年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を採決いたします。
小学校及び中学校個々の教科書の採択について、採択の可否を確認いたしま

す。はじめに、小学校の教科用図書でございます。

検定教科書、一般図書若しくは文部科学省著作教科書とするかどうかについて採決いたします。検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 ただ今の結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、小学校につきましては、検定教科書となりました。
次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて採決いたします。
学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、小学校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。
続きまして、中学校の教科用図書でございます。
検定教科書、一般図書、若しくは文部科学省著作教科書とするかどうかについて採決いたします。
検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 ただ今の結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、中学校につきましては、検定教科書となりました。
次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて採決いたします。
学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、中学校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。
以上により、日程第8 第25号議案「平成31年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」は、小学校、中学校ともに、学年相当の検定教科書を採択することといたします。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※退席希望の傍聴者の退席を許可する。

[教育行政報告]

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 教育総務課長 | 1 教育委員会後援名義について |
| | 2 平成30年8月東京都市教育長会庶務課長会定例会について |
| | 3 寄附について |
| | 4 工事請負状況について |
| 学務課長 | 1 平成30年7月分不登校による欠席児童・生徒数について |
| | 2 平成30年度通学路合同点検の実施について |
| | 3 児童・生徒数、学級数（平成30年8月1日現在）について |
| 指導課長 | 1 担当者事業について |
| | 2 推進事業について |
| | 3 研修事業について |
| | 4 その他について |
| | 5 教育センター関係について |
| 生涯学習課長 | 1 社会教育活動の振興について |
| | 2 芸術文化活動の振興について |
| | 3 成人式関係について |
| | 4 文化財の保護と普及について |
| | 5 生涯学習推進事業について |
| | 6 学校施設コミュニティ開放事業について |
| | 7 放課後子ども教室参加状況について |
| | 8 公民館主催事業の実施状況について |
| | 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について |
| | 10 平成30年7月生涯学習課利用統計について |
| 体育課長 | 1 スポーツ推進委員協議会関係について |
| | 2 市立公園内体育施設管理運営について |
| | 3 社会体育施設管理運営について |
| | 4 学校開放事業について |
| | 5 体力づくり運動推進事業について |
| | 6 東京ヴェルディ支援推進事業について |

- 学校給食課長
- 1 施設見学会及び試食会について
 - 2 平成30年度第2回給食主任会について
 - 3 平成30年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会職員合同研修会について
 - 4 食の安全に関する調理員講習会について
 - 5 平成30年度学校栄養職員等研修会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 図書館の利用状況(平成30年7月)について

委員長 ありがとうございます。
教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第21号議案「平成30年度教育費補正予算(第2号)の提出について」、日程第5 第22号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定依頼について」、日程第9 報告事項を議題といたします。
第21号議案は予算案件、第22号議案は議会提出案件、報告事項は人事案件であることから、秘密会といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第21号議案、第22号議案及び報告事項は秘密会といたします。
本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する

(これより第21号議案、第22号議案及び報告事項は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第21号議案、第22号議案及び報告事項の秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第21号議案「平成30年度教育費補正予算（第2号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第22号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定依頼について」採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(12 時 10 分閉会)